

## 南幌町債権管理条例

### (目的)

第1条 この条例は、町が保有する債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、公平かつ公正な町民負担の確保及び町の債権管理の適正化を図るとともに、健全な行財政運営に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町の債権 金銭の給付を目的とする町の権利をいう。
- (2) 公債権 町の債権のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権及び地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第4号に規定する地方税に係る債権（以下「町税」という。）をいう。
- (3) 強制徴収公債権 公債権のうち、法第231条の3第3項に規定する歳入に係るもの及び町税をいう。
- (4) 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権以外のものをいう。
- (5) 私債権 町の債権のうち、私法上の原因に基づいて発生する債権をいう。

### (他の法令等との関係)

第3条 町の債権管理に関する事務の処理については、法令又はその他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

### (町長の責務)

第4条 町長は、法令又はその他の条例等に基づき、町の債権の適正な管理に努めなければならない。

- 2 町長は、前項に規定する責務を遂行するため、町の債権の管理に関する事務手続きの整備、その他必要な取組を推進するものとする。

### (管理台帳)

第5条 町長は、町の債権について規則で定める事項を記載した管理台帳を整備しなければならない。

(債務者情報の利用)

第6条 町長は、町の債権の管理に関する事務を効果的に遂行するため必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、法令等の規定に従い、その保有する債務者に関する情報を保有するにあたって特定された利用の目的以外に利用し、又は相互に提供することができるものとする。

(督促)

第7条 町長は、町の債権について履行期限までに履行しない債務者があるときは、法令の定めるところにより、これを督促しなければならない。

(滞納処分等)

第8条 町長は、強制徴収公債権の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令の規定によりこれを行わなければならない。

(強制執行等)

第9条 町長は、非強制徴収公債権及び私債権（以下「非強制徴収公債権等」という。）について第7条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときには、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第13条に規定する徴収停止の措置をとる場合又は第14条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保に付されている非強制徴収公債権等（保証人の保証がある非強制徴収公債権等を含む。）については、当該非強制徴収公債権等の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある非強制徴収公債権等（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。
- (3) 前2号に該当しない非強制徴収公債権等（第1号に該当する非強制徴収公債権等で同号の措置をとってもなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続き（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

(専決処分)

第10条 町長は、非強制徴収公債権等について訴訟手続等により、履行を請求する場合等における訴えの提起、調停又は和解に関して、その目的の価格が1債務者あたり60万円以下であるときは、法第180条に基づく専決処

分により処理することができる。

- 2 町長は、前項による専決処分をしたときは、これを議会に報告しなければならない。

(履行期限の繰上げ)

第11条 町長は、町の債権について履行期限を繰上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく債務者に対して、履行期限を繰上げた旨の通知をしなければならない。ただし、第14条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第12条 町長は、町の債権について債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により町が債権者として配当の請求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、町長は、町の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供(保証人の保証を含む。)を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続きなど必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第13条 町長は、非強制徴収公債権等で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第171条の5各号に掲げるもののほか、債務者が著しい生活困窮状態(生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けているとき、又はこれに準ずる状態をいう。以下同じ。)にあり、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

(履行延期の特約等)

第14条 町長は、非強制徴収公債権等について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態であるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ

、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

(3) 債務者について災害、盗難その他事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

(4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る非強制徴収公債権等について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

2 町長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る非強制徴収公債権等は、徴収できるものとする。

(債権放棄)

第15条 町長は、非強制徴収公債権等について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該非強制徴収公債権等及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

(1) 非強制徴収公債権等について消滅時効に係る時効期間が経過したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。

(2) 債務者である法人の清算が終了したとき（当該法人の清算につき弁済の責任を負うべき他の者があり、その者について前号及び次号から第6号までに掲げる事由がない場合を除く。）。

(3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価格が強制執行した場合の費用並びに他を優先して弁済を受ける町の債権及び町以外の者の権利の額の合計を超えないと見込まれるとき。

(4) 債務者が破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定によりその責任を免れたとき。

(5) 債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で町の債権（強制徴収による債権を除く。）について弁済することができる見込みがないと認められるとき。

(6) 債務者が死亡、失踪又は行方不明その他これに準ずる事情があり、町長が徴収の見込みがないと認めるとき。

2 町長は、前項の規定により非強制徴収公債権等を放棄したときは、議会に報告しなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。